

## 第 1 1 回武蔵村山市農業委員会総会議事録

開催日 令和 5 年 1 1 月 1 5 日（水）

場 所 市役所 4 階 4 0 1 大集会室

### 議事日程

議案第 1 号 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の  
証明願について（申請件数 4 件）

議案第 2 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について  
（申請件数 1 件）

議案第 3 号 農地中間管理事業に係る農地利用集積計画の承認について  
（申請件数 1 件）

議案第 4 号 農地台帳登録願について  
（申請件数 1 件）

報告第 1 号 農地法第 4 条の規定に係る会長専決処理について  
（申請件数 1 件）

報告第 2 号 農地法第 5 条の規定に係る会長専決処理について  
（申請件数 3 件）

### 応召委員（13 名）

|      |       |      |       |
|------|-------|------|-------|
| 1 番  | 荻野 光徳 | 2 番  | 乙幡 昇治 |
| 3 番  | 峰岸 豊  | 4 番  | 山田 伸一 |
| 5 番  | 比留間 望 | 6 番  | 宮崎 義憲 |
| 7 番  | 比留間孝明 | 8 番  | 大口 貴司 |
| 9 番  | 高橋 文雄 | 10 番 | 内野 一彦 |
| 11 番 | 中村眞由美 | 12 番 | 川口 広敏 |
| 13 番 | 加藤 武  |      |       |

|                      |       |       |
|----------------------|-------|-------|
| 職務のために出席<br>した者（事務局） | 事務局 長 | 中村 顕治 |
|                      | 事務局書記 | 川島 一利 |
|                      | 事務局書記 | 田代 修平 |

午後 4 時 0 0 分開会

議 長  
(加藤 武君)

本日は、大変お忙しいところお集まりいただきまして、  
誠にありがとうございます。

委 員

議 長  
(加藤 武君)

事 務 局 長  
(中村 顕治君)

これより第11回農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は全員であります。武蔵村山市農業委員会総会に関する規則第6条に基づく定足数に達しておりますので、本総会は有効に成立いたします。

それでは、議事録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。

異議なし。

異議なしと認め、5番比留間望委員と12番川口広敏委員以上2名の方をお願いいたします。

それでは、議案第1号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、4件あります。

それでは、事務局より説明いたさせます。

それでは、御説明いたします。

議案第1号、相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、4件ございます。

本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地について、農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。

申請番号1番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成5年2月11日に相続し、前回調査は、令和2年11月16日になります。

申請番号2番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成29年2月23日に相続し、前回調査は、令和2年11月16日になります。

申請番号3番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成28年8月20日に相続し、前回調査は、令和2年12月15日になります。

申請番号4番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、令和17年3月25日に相続

議長  
(加藤 武君)

し、前回調査は、令和2年12月15日になります。  
以上でございます。

8番  
(大口 貴司君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましては、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を大口部会長に報告していただきます。  
それでは大口部会長、よろしくお願いいたします。

本日午後1時30分から、土地利用部会を開催いたしまして、現地調査を行い、協議した結果を報告いたします。

議案第1号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、4件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①の農地は、作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号2番の農地でございますが、①の農地は、作付け準備中でした。②の農地はサトイモが栽培されており、一部作付け準備中でした。③と④の農地は、作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号3番の農地でございますが、①の農地は、作付け準備中で、②の農地は、ダイコン、ホウレンソウ、ニンニク、コマツナが栽培されておりました。③の農地は、作付け準備中でした。④の農地は、ネギ、ブロッコリー、ハクサイが、⑤の農地は、ムギが、⑥の農地は、サツマイモ、ウコン、キャベツ、ブロッコリーが、⑦の農地は、ムギ、ハクサイが、⑧の農地は、サトイモが、⑨の農地は、ムギが栽培されておりました。⑩の農地は、ムギが栽培されておりました。⑪から⑮の農地は、作付け準備中でした。⑯の農地は、ネギが栽培されておりました。⑰の農地は、作付け準備中でした。⑱の農地は、作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号4番の農地でございますが、①の農地は、タマネギ、ダイコン、ネギ、ハクサイ等が栽培されており、一

議 長  
(加藤 武君)

部作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

以上のことから、議案第 1 号につきましては、証明書の発行はよろしいのではないかと思います。

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

はい、乙幡委員。

2 番  
(乙幡 昇治君)

1 番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしくお願いします。

議 長  
(加藤 武君)

はい、山田委員。

4 番  
(山田 伸一君)

2 番と 3 番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしくお願いします。

議 長  
(加藤 武君)

はい、峰岸委員。

3 番  
(峰岸 豊君)

4 番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしくお願いします。

議 長  
(加藤 武君)

他にございませんか。

委 員

なし。

議 長  
(加藤 武君)

御意見等ないようですので、議案第 1 号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」は、証明書の発行をしたいと思います。御異議等ございませんか。

委 員

異議なし。

議長  
(加藤 武君)

ありがとうございました。それでは議案第1号につきましては、証明書の発行をすることといたします。

次に、議案第2号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、1件あります。

事務局より説明いたします。

事務局長  
(中村 顕治君)

それでは御説明いたします。

議案第2号、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について、1件申請がございました。

申請番号1番の農地につきまして、申請人の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりでございます。地目は畑で、理由は、令和5年7月6日、申請人の父の死亡より、生産緑地法第10条の規定に基づき、市長に対し当該生産緑地の買取りを申し出るためのものでございます。

以上でございます。

議長  
(加藤 武君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を大口部会長に報告していただきます。

それでは大口部会長、よろしくお願いいたします。

8番  
(大口 貴司君)

先ほど土地利用部会を開催いたしまして、協議した結果を報告いたします。

議案第2号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、1件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①の農地は、作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

以上のことから、議案第2号につきましては、証明書の発行はよろしいのではないかと思います。

議長  
(加藤 武君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

はい、乙幡委員。

2 番  
(乙幡 昇治君)

1 番の申請地につきまして、現地を確認しております。  
特に、問題はありませんでした。よろしくお願いします。

議 長  
(加藤 武君)

他にございませんか。

委 員

なし。

議 長  
(加藤 武君)

御意見等ないようですので、議案第 2 号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」は、証明書の発行をしたいと思います。御異議等ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長  
(加藤 武君)

ありがとうございました。それでは議案第 2 号につきましては、証明書の発行をすることといたします。

次に、議案第 3 号「農地中間管理事業に係る農地利用集積計画の承認について」、1 件あります。

事務局より説明いたさせます。

事 務 局 長  
(中村 顕治君)

それでは御説明いたします。

はじめに、申請番号 1 番につきましては、先ほど土地利用部会で現地調査を行ったところ、現地と所在地番に相違があるため、除外させていただきたいと思います。

議案第 3 号、農地中間管理事業に係る農地利用集積計画の承認について、東京都農地中間管理機構である一般社団法人東京都農業会議から、「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 2 第 1 項」の規定に基づき、農用地利用集積計画策定の協力依頼が件ございました。

御案内のとおり、農地中間管理事業につきましては、農地中間管理機構が申出のあった農地について借り受け、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定を行い、農業者に農地を貸し付け、農地の有効利用を図るものでございます。

申請番号 2 番、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者、土地の所在地、地積、地目につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

利用権の設定の期間につきましては、令和 6 年 1 月 1 日から

議長  
(加藤 武君)

令和10年12月31日までの5年間でございます。

なお、利用権の設定を受ける者については、瑞穂町の認定農業者でございます。

以上でございます。

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を大口部会長に報告していただきます。

それでは大口部会長、よろしくお願いいたします。

8番  
(大口 貴司君)

先ほど土地利用部会を開催いたしまして、協議した結果を報告いたします。

議案第3号「農地中間管理事業に係る農地利用集積計画の承認について」、1件あります。

申請番号2番の農地でございますが、①の農地は、作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。申請人については、瑞穂町の認定農業者として農業経営を行っている方で、問題はないと思われます。

以上のことから、議案第3号につきましては、承認してよろしいかと思います。

議長  
(加藤 武君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

はい、大口委員。

8番  
(大口 貴司君)

2番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしくお願いいたします。

議長  
(加藤 武君)

他にございませんか。

委員

なし。

議長  
(加藤 武君)

御意見等ないので、議案第3号「農地中間管理事業に係る農地利用集積計画の承認について」は、承認し

|          |     |                                                                                     |
|----------|-----|-------------------------------------------------------------------------------------|
|          |     | たいと思います。御異議等ございませんか。                                                                |
| 委        | 員   | 異議なし。                                                                               |
| 議        | 長   | ありがとうございます。それでは議案第3号につきましては、承認することといたします。                                           |
| (加藤      | 武君) | 次に、議案第4号「農地台帳登録願について」、1件あります。                                                       |
|          |     | 事務局より説明いたします。                                                                       |
| 事 務 局 長  |     | それでは御説明いたします。                                                                       |
| (中村 颯治君) |     | 議案第4号、農地台帳登録願について、1件の申請がございました。                                                     |
|          |     | 本件は、平成30年10月15日に本総会において決定された現況農地の認定基準に基づき、要件が満たされていると認められる土地について、農地として認定するものでございます。 |
|          |     | 申請人の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりでございます。                                                   |
|          |     | 令和2年6月頃より耕作を開始しており、農機具も所有していることもあり、認定基準に合致するものと考えております。                             |
|          |     | 以上でございます。                                                                           |
| 議        | 長   | ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を大口部会長に報告していただきます。   |
| (加藤      | 武君) | それでは大口部会長、よろしくお願いいたします。                                                             |
| 8        | 番   | 先ほど土地利用部会を開催いたしまして、協議した結果を報告いたします。                                                  |
| (大口 貴司君) |     | 議案第4号「農地台帳登録願について」、1件あります。                                                          |
|          |     | 申請番号1番の農地でございますが、①と②の農地は、ユズ等柑橘類が栽培されており、一部作付け準備中でした。。                               |
|          |     | 現地は、適正に管理されており、問題はございませんでした。                                                        |
|          |     | 以上のことから、議案第4号につきましては、農地台帳                                                           |



議長  
(加藤 武君)

への登録はよろしいのではないかと思います。

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

はい、乙幡委員。

2番  
(乙幡 昇治君)

1番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしくお願いします。

議長  
(加藤 武君)

他にございませんか。

委員

なし。

議長  
(加藤 武君)

御意見等ないので、議案第4号「農地台帳登録願について」は、承認したいと思います。御異議等ございませんか。

委員

異議なし。

議長  
(加藤 武君)

ありがとうございました。それでは議案第4号につきましては、承認することといたします。

次に、報告第1号「農地法第4条の規定に係る会長専決処理について」、1件あります。

事務局より説明いたさせます。

事務局長  
(中村 顕治君)

それでは御説明いたします。

報告第1号「農地法第4条の規定に係る会長専決処理について」、1件申請がございました。

本件は農地法第4条第1項第7号の規定に基づく申請でございます。申請人の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりでございます。地目は畑で、転用目的は、運動場でございます。

以上でございます。

議長  
(加藤 武君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、御意見等ございましたら伺います。

2 番  
(乙幡 昇治君)

議 長  
(加藤 武君)

委 員

議 長  
(加藤 武君)

事 務 局 長  
(中村 顕治君)

議 長  
(加藤 武君)

6 番  
(宮崎 義憲君)

議 長  
(加藤 武君)

はい、乙幡委員。

1 番の届出地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしくお願いします。

他にございませんか。

なし。

御意見等ないようですので、報告第 1 号「農地法第 4 条の規定に係る会長専決処理について」は終了します。

次に報告第 2 号「農地法第 5 条の規定に係る会長専決処理について」、3 件あります。

事務局より説明いたさせます。

それではご説明いたします。

報告第 2 号「農地法第 5 条の規定に係る会長専決処理について」、3 件ございます。本件は、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定に基づく届け出でございます。

譲受人、譲渡人の住所、氏名、土地の所在地、地積、地目はそれぞれ記載のとおりでございます。

転用目的につきましては、申請番号 1 番が駐車場、申請番号 2 番が道路、申請番号 3 番が資材置場でございます。

以上でございます。

ただ今、事務局より説明がありましたが、御意見等ございましたら伺います。

はい、宮崎委員。

1 番の届出地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしくお願いします。

はい、比留間望委員。

5 番  
(比留間 望君)

2 番の届出地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしくお願いします。

議 長  
(加藤 武君)

はい、高橋委員。

9 番  
(高橋 文雄君)

3 番の届出地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしくお願いします。

議 長  
(加藤 武君)

他にございませんか。

委 員

なし。

議 長  
(加藤 武君)

御意見等ないようですので、報告第 2 号「農地法第 5 条の規定に係る会長専決処理について」は、終了いたします。

以上で本日の議案審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、第 11 回総会を終了いたします。

大変お疲れ様でした。

午後 4 時 24 分 閉会

上記会議の顛末を記載し署名する。

令和 5 年 11 月 15 日

会 長

⑩

署名委員

⑩

署名委員

⑩